

監 査 公 表

令和 4 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市教育長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 29 日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 山 根 堂 宏
 高知市監査委員 浜 口 卓 也

令和 4 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、下記のとおりである。

記

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>教育委員会青少年・事務管理課</p> <p>○ 補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認を適正にしていないもの</p> <p>令和 3 年度青少年健全育成事業に対する補助金について、補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認を適正にしていない事態が見受けられた。</p> <p>本件補助金は、市に事務局を置く「鏡川水泳補導所運営協議会」に対し、交付申請額と同額の 260 万円を令和 3 年 6 月 1 日に交付決定し、その翌日に、事業実施に必要な経費の支払に対応するためとして、概算払の方法によって補助金交付決定額全額を交付し、事業完了後に交付額と実績額の差額を返還することとしている。</p> <p>しかし、同協議会の交付申請額についてみると、その 4 割余りが予備費とされ、具体的な使途が明示されておらず、また、補助事業に係る資金計画表など資金が不足することを証する客観的な資料が提出されていないことなどから、補助金交付決定額の適正性及び概算払の必要性を確認できないものとなっている。</p> <p>補助金は、補助目的及び補助対象経費に限定して交付されるものであり、完了払による交付が原則であることから、補助金の交付決定及び概算払の審査を行う場合には、補助団体に交付申請額の具体的な使途を明示させたり、資金計画表など資</p>	<p>教育委員会青少年・事務管理課</p> <p>○ 補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認を適正にしていないもの</p> <p>補助金の交付要綱に基づき、以下のとおり適切な処理を行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付決定については、交付申請額の内容、特に予備費の詳細な内容を確認し、必要な額のみを補助対象経費として認め、交付決定を行うよう改めた。 ・概算払について、補助金の完了払の原則を念頭に、まずは概算払の必要性について審査し、必要と認められた場合においても、事業計画に基づく経費の見積書や口座残高等、資金が不足することが客観的に認められる資料を提出させ、必要額のみ概算払を認めるよう改めた。

金が不足することを証する客観的な資料を求めたりなどして、交付額及び交付時期について慎重に検討する必要がある。
補助金交付決定額の算定及び概算払の必要性の確認については、適正に行われたい。